

○平群町ふれあい収集実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢又は障がい等により家庭から排出するごみを自らがごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯に対し、町が戸別にごみを収集(以下「ふれあい収集」という。)し安否確認をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 ふれあい収集の対象者は、高齢又は身体上の慢性的な疾患等によって歩行や両足での立位保持に支えが必要とするなど、自ら集積所等へごみを持ち出すことが困難で、身近な人等の協力が得られない次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) おおむね65歳以上で介護保険制度の認定が要介護1以上の一人暮らしの世帯
- (2) 身体障がい者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級又は2級に該当する一人暮らしの世帯
- (3) 療育手帳の交付を受け、知的障がいの程度がAに該当する一人暮らしの世帯
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する一人暮らしの世帯
- (5) 世帯の構成員全員が上記(1)から(4)のいずれかに該当する世帯
- (6) その他町長が特に必要と認める世帯

(ごみの出し方)

第3条 ふれあい収集の利用者は、平群町が定める家庭ごみの分別方法に従い品目ごとに分別したごみを指定された排出方法により、町長が指定した日に自宅の戸口先に排出するものとする。

(安否確認等)

第4条 町長は、ふれあい収集の指定日に利用者宅の戸口先にごみが排出されていないときは、原則として利用者の安否の確認をするものとする。

(申請)

第5条 ふれあい収集を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、平群町ふれあい収集申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(調査及び決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、平群町ふれあい収集調査票(様式第2号)により必要な調査を行うものとする。

2 町長は、前項の調査に基づきふれあい収集を行うか否かを決定し、平群町ふれあい収集実施決定書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(利用の一時停止等の連絡)

第7条 申請者は、指定された日にごみを出さないとき、又は利用の中止をするときは、速やかに清掃センターにその旨の連絡をしなければならない。

(利用の廃止)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、ふれあい収集の利用を廃止することができる。

- (1) 転出又は死亡したとき。
- (2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 入院等により長期間にわたり不在になったとき。
- (4) ふれあい収集の利用を辞退したとき。
- (5) 申請事項に虚偽記載があったとき。
- (6) その他町長が利用を適当でないとしたとき。

(実施体制)

第9条 ふれあい収集の実施については、関係課と連携して行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。
